

# 社会福祉法人菰野陽気園 定 款

## 第 1 章 総 則

### ( 目 的 )

第 1 条 この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

#### (1) 第 1 種 社 会 福 祉 事 業

##### (イ) 救 護 施 設 の 経 営

### ( 名 称 )

第 2 条 この法人は、社会福祉法人菰野陽気園という。

### ( 経 営 の 原 則 )

第 3 条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

### ( 事 務 所 の 所 在 地 )

第 4 条 この法人の事務所を三重県三重郡菰野町大字杉谷 1 5 7 2 番地 1 に置く。

## 第 2 章 評 議 員

### ( 評 議 員 の 定 数 )

第 5 条 この法人に評議員 7 名以上 9 名以内を置く。

### ( 評 議 員 の 選 任 及 び 解 任 )

第 6 条 この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員選任・解任委員会において行う。

2 評議員選任・解任委員会は、監事 1 名、職員 1 名、外部委員 1 名の合計 3 名で構成する。

3 選任候補者の推薦及び解任の提案は、理事会が行う。評議員選任・解任委員

会の運営についての細則は、理事会において定める。

- 4 選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任及び不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。
- 5 評議員選任・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員が出席し、かつ、外部委員が賛成することを要する。

( 評 議 員 の 資 格 )

第 7 条 社会福祉法第40条第4項及び第5項を遵守するとともに、この法人の評議員のうちには、評議員のいずれか1人及びその親族その他特殊の関係がある者（租税特別措置法施行令第25条の17第6項第1号に規定するものをいう。以下同じ。）の合計数が、評議員総数（現在数）の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

( 評 議 員 の 任 期 )

- 第 8 条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 2 任期の満了前に退任した評議員の後任として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。
  - 3 評議員は、第5条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

( 評 議 員 の 報 酬 等 )

第 9 条 評議員に対して、報酬等は支給しない。

### 第 3 章 評 議 員 会

( 構 成 )

第 1 0 条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

( 権 限 )

第 1 1 条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任

- (2) 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準
- (3) 計算書類（貸借対照表及び収支計算書）及び財産目録の承認
- (4) 定款の変更
- (5) 残余財産の処分
- (6) 基本財産の処分
- (7) 社会福祉充実計画の承認
- (8) 事業計画及び収支予算
- (9) 臨機の措置（予算外の新たな義務の負担及び権利の放棄）
- (10) 解散
- (11) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

（ 開 催 ）

第 1 2 条 評議員会は、定時評議員会として毎会計年度終了後 3 ヶ月以内に 1 回開催するほか、必要がある場合に開催する。

（ 招 集 ）

第 1 3 条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

- 2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

（ 決 議 ）

第 1 4 条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 定款の変更
- (3) その他法令で定められた事項

- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第 1 項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第 1 6 条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

- 4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、評議員（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、評議員会の決議があったものとみなす。

（議事録）

- 第15条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
- 2 議長および会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人2名は、前項の議事録に署名し、又は記名押印する。

## 第4章 役員及び職員

（役員の数）

- 第16条 この法人には、次の役員を置く。
- (1) 理 事 6 名
- (2) 監 事 2 名
- 2 理事のうち1名を理事長とする。

（役員を選任）

- 第17条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。
- 2 理事長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

（役員資格）

- 第18条 社会福祉法第44条第6項を遵守するとともに、この法人の理事のうちには、理事のいずれか1人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事総数（現在数）の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 2 社会福祉法第44条第7項を遵守するとともに、この法人の監事には、この法人の理事（その親族その他特殊の関係がある者を含む。）及び評議員（その親族その他特殊の関係がある者を含む。）並びに、この法人の職員が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係がある者であってはならない。

（理事の職務及び権限）

- 第19条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 理事長は、毎会計年度に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第20条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員 の 任 期 )

第21条 理事又は監事の任期は、選任後2年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 後任として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 3 理事又は監事は、第16条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員 の 解 任 )

第22条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員 の 報 酬 等 )

第23条 役員に対して、報酬等は支給しない。

(職 員 )

第24条 この法人に、職員を置く。

- 2 この法人の設置経営する施設の長他の重要な職員（以下「施設長等」という。）は、理事会において、選任及び解任する。
- 3 施設長等以外の職員は、理事長が任免する。

## 第 5 章 理 事 会

### ( 構 成 )

第 2 5 条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

### ( 権 限 )

第 2 6 条 理事会は、次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長の選定及び解職

### ( 招 集 )

第 2 7 条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

### ( 決 議 )

第 2 8 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、理事会の決議があったものとみなす。

### ( 議 事 録 )

第 2 9 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に署名し、又は記名押印する。

## 第 6 章 資 産 及 び 会 計

### ( 資 産 の 区 分 )

第 3 0 条 この法人の資産は、これを分けて基本財産とその他財産の 2 種とする。

- 2 基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。

- (1) 三重県三重郡菰野町大字杉谷字泥前1572番地1所在の鉄筋コンクリート造合金メッキ鋼板ぶき3階建 事務所・救護棟  
(床面積 1階718.99平方メートル、2階774.66平方メートル  
3階723.67平方メートル)
  - (2) 三重県三重郡菰野町大字杉谷字泥前1572番地1所在の鉄筋コンクリート造陸屋根亜鉛メッキ鋼板葺2階建 収容棟・食堂  
(床面積1階 733.85平方メートル、2階918.77平方メートル)
  - (3) 三重県三重郡菰野町大字千草字草里野6455番3所在の雑種地  
(12,699平方メートル)、同6456番1所在の雑種地(3,938平方  
メートル)
  - (4) 三重県三重郡菰野町大字千草字草里野6455番地3所在の鉄筋コンク  
リート造スレートぶき4階建 療養所  
(床面積1階881.44平方メートル、2階783.99平方メートル、  
3階783.99平方メートル、4階133.47平方メートル)
  - (5) 三重県三重郡菰野町大字千草字草里野6455番地3所在のコンクリー  
トブロック造亜鉛メッキ鋼板ぶき平屋建 物置  
(床面積 32.74平方メートル)
- 3 その他財産は、基本財産以外の財産とする。
- 4 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第2項に掲げるため、必  
要な手続きをとらなければならない。

(基本財産の処分)

第31条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事総数（現在数）  
の3分の2以上の同意及び評議員会の承認を得て、三重県知事の承認を得なけ  
ればならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、三重県知事の承認は必要  
としない。

- (1) 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合
- (2) 独立行政法人福祉医療機構と協調融資（独立行政法人福祉医療機構の  
福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の  
財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下  
同じ。）に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に  
供する場合（協調融資に係る担保に限る。）
- (3) 福祉施設整備のための資金に対する融資を行う確実な民間金融機関に  
対して基本財産を担保に供する場合で、当該事業計画が適切であるとの  
関係行政庁による意見書を三重県知事に届けた場合。なお、当該貸付に

係る償還が滞った場合には、遅滞なく三重県知事に届け出るものとする。

(資産の管理)

第 3 2 条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。

- 2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。

(事業計画及び収支予算)

第 3 3 条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎会計年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事総数（現在数）の3分の2以上の同意及び評議員会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該会計年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第 3 4 条 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
  - (2) 事業報告の附属明細書
  - (3) 貸借対照表
  - (4) 収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）
  - (5) 貸借対照表及び収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）の附属明細書
  - (6) 財産目録
- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。
  - 3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
    - (1) 監査報告
    - (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
    - (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
    - (4) 事業の概要等を記載した書類

( 会 計 年 度 )

第 3 5 条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

( 会 計 処 理 の 基 準 )

第 3 6 条 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

( 臨 機 の 措 置 )

第 3 7 条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数（現在数）の3分の2以上の同意及び評議員会の承認がなければならない。

( 保 有 す る 株 式 に 係 る 議 決 権 の 行 使 )

第 3 8 条 この法人が保有する株式（出資）について、その株式（出資）に係る議決権を行使する場合には、あらかじめ理事会において理事総数（現在数）の3分の2以上の承認を要する。

## 第 7 章 解 散

( 解 散 )

第 3 9 条 この法人は、社会福祉法第46条第1項第1号及び第3号から第6号までの解散事由により解散する。

( 残 余 財 産 の 帰 属 )

第 4 0 条 解散（合併又は破産による解散を除く。）した場合における残余財産は、評議員会の決議を得て、社会福祉法人から選出されたものに帰属する。

## 第 8 章 定 款 の 変 更

( 定 款 の 変 更 )

第 4 1 条 この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て、三重県知事の認可（社会福祉法第45条の36第2項に規定する厚生労働省令で定める事項に係

るものを除く。)を受けなければならない。

- 2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を三重県知事に届け出なければならない。

## 第 9 章 公告の方法その他

(公告の方法)

第 4 2 条 この法人の公告は、社会福祉法人菰野陽気園の掲示場に掲示するとともに、官報、新聞又は電子公告に掲載して行う。

(施行細則)

第 4 3 条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附 則

この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。ただし、この法人の成立後遅滞なく、この定款に基づき、役員を選任を行うものとする。

理 事 長	栗 原 ツ ム
理 事	服 部 幸 太 郎
理 事	松 岡 齊
理 事	桜 木 茂
理 事	中 村 厚
理 事	中 山 良 隣
理 事	三 井 重 信
理 事	栗 原 不 二 夫
理 事	山 田 茂 則
理 事	石 崎 正 夫
理 事	菊 川 秀 一
監 事	秦 駒 一
監 事	吉 田 礼 二

認 可 者	認 可 番 号	認 可 年 月 日
厚生大臣 鈴木善幸	厚生省社 第 49号	昭和41年 3月23日
厚生大臣 内田常雄	厚生省社 第 304号	昭和45年 4月21日
厚生大臣 渡辺美智雄	厚生省社 第 531号	昭和52年 6月 7日
三重県知事 田川良三	三重県指令社 第790号	平成 元年 5月 2日
三重県知事 田川良三	三重県社 第32-2号	平成 2年 4月 2日
三重県知事 北川正恭	三重県指令医福第2号の29号	平成 9年 6月17日
三重県知事 北川正恭	三重県指令医福第15号の39	平成10年 7月 3日
三重県知事 北川正恭	三重県指令医福第3号の126	平成13年 8月 1日
三重県知事 野呂昭彦	三重県指令健福第07-4号の3	平成18年 6月19日
三重県知事 野呂昭彦	三重県指令健福第07-2号の171	平成18年12月 1日
三重県知事 野呂昭彦	三重県指令健福第07-3号の4	平成19年 7月19日
三重県知事 野呂昭彦	三重県指令健福第07-2号の64	平成19年 8月20日
三重県知事 鈴木英敬	三重県指令健福第04-34号の31	平成24年 3月30日
三重県知事 鈴木英敬	三重県指令健福第04-19号の21	平成24年 5月14日
三重県知事 鈴木英敬	三重県指令健福第04-1号の20	平成28年10月19日

(一部変更)

附 則

この定款は、三重県知事の認可を受け、平成29年4月1日から施行する。

この定款は、三重県知事の認可の日(令和2年1月31日)から施行する。

